”農地・水・環境保全”
水土里のネットワーク通信

＜ 第 41 号 ＞
２０１１．３．１発行
島根県農地･水･環境保全協議会

施設の長寿命化に向けて新たな一歩を！！

（平成２３年度制度拡充）

「農地・水・環境保全向上対策」が「農地・水保全管理支払交付金」に名称が変更になります

平成２３年度から、これまでの地域共同による農地・農業用水等の日常の保全管理活動への支援（共同活動支援）に加え、老朽化が進む農業用用排水路などの長寿命化のための補修等の取組を行う集落に対し追加的に支援（向上活動支援）を行う「農地・水保全管理支払交付金」がいよいよスタートします。（ネットワーク通信３７号参照）

この機会に是非、施設保全に向けた活動のステップアップをご検討ください。

施設の長寿命化のための活動（向上活動支援）

○対象となる施設及び活動

集落が管理する施設	対象活動	
	補修	更新等
水路（開水路、ﾊﾟｲﾌﾟﾗｲﾝ）	（水路本体） □ 水路の破損部分の補修 □ 水路の老朽化部分の補修 □ Ｕ字フリューム等既設水路の再布設 □ 水路側壁の嵩上げ	（水路本体） □ 素掘り水路からコンクリート水路への更新 □ 水路の更新（一路線全体）
	（付帯施設） □ 集水枡、分水枡の補修 □ ゲート、ポンプの補修 □ 安全施設の補修	（付帯施設） □ ゲート、ポンプの更新 □ 安全施設の設置
農道	（農道本体） □ 農道路肩、農道法面の補修 □ アスファルト舗装の打ち替え（一部）	（農道本体） □ 未舗装農道を舗装（砂利、コンクリート、アスファルト）
	（付帯施設） □ 農道側溝の補修	（付帯施設） □ 側溝蓋の設置 □ 土側溝をコンクリート側溝に更新
ため池	（ため池本体） □ 洗掘箇所の補修 □ 漏水箇所の補修	（ため池本体）
	（付帯施設） □ 取水施設の補修 □ 洪水吐の補修 □ 安全施設の補修	（付帯施設） □ ゲート、バルブ等の更新 □ 安全施設の設置

※農地に係る施設（暗渠施設等）についても都道府県が地域の状況に応じた指針を作成することにより追加されることもあります。
また、上記以外にも、地域の状況に応じて追加される施設及び活動項目があります。

○対象施設・活動の要件

集落（活動組織）が管理する水路に加え、本交付金を活用して補修又は更新を行おうとする農道及びため池を活動計画に位置付け、集落が主体となって長寿命化のための活動を実施することが要件となります。（水路補修・更新等は必ず実施する活動です。ただし、区域内に水路がない場合はこの限りではありません）

○活動の手順

（１）計画

①計画策定～採択申請
・活動計画の作成、組織規約の見直しや作成、市町村・施設管理者との協定締結後、これらを添付した採択申請書を提出。（６月中頃まで）

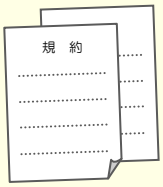

（２）実施

①採択～交付金申請
・採択通知を受けたのち、当該年度に必要となる費用について、交付申請。概算払いが必要な場合は、交付決定後に交付金の概算払いを請求。

②施設の補修・更新の実施
・自主施工や外部発注により施設の補修・更新を実施。

③活動の記録
・活動(施工)の実施に際して、活動状況(状況写真、活動時間)及び活動費用を記録。

（３）報告

①遂行状況報告書の取りまとめ
・集落(活動組織)は、12月31日までの金銭出納簿等を遂行状況報告書に取りまとめ。

②実績報告の提出
・金銭出納簿等を取りまとめて実績報告書を作成し、市町村に提出。市町村による実施状況の確認を受ける。

③交付金の精算
・交付金額の確定通知を受領。交付金の追加交付又は交付金の返還。

○交付金の使途

（１）日当（活動参加者に対して支払う日当）
（２）購入・リース費（資材の購入費、活動に必要な機械の購入費、車両・機械の等の借り上げ費など）
（３）委託費（建設業者等への外注費、事務の外注費、技術指導などのための外部から招く専門家等への謝金など）
（４）その他（保険料など）に使えます。

なお、採択申請に要する経費については、集落（活動組織）の自主財源を充ててください。

○交付金の繰越

年度をまたいで繰越して使用することは出来ません。年度毎に活動が終了した時点で残金が生じた場合は、返還が必要です。

※島根県では、平成２３年度から向上活動に取り組む組織を３月７日迄で取りまとめています。
詳細は最寄りの市町村へお尋ねください。

平成２２年度第２回通常総会開催

平成２３年２月１日（火）県土連大会議室において、平成２２年度第２回島根県農地・水・環境保全協議会通常総会が開催されました。

総会には、会員である県内市町村、県、ＪＡ島根中央会、県農業会議及び県土連から２５名（総数２６名）が出席し、長岡（出雲市長）会長の挨拶に続き、山内海士町長が議長に選任され、議事に入りました。

事務局より、平成２２年度事業中間報告、平成２２年度会計収入支出補正予算（案）、平成２３年度事業計画（案）、平成２３年度会計収入支出予算（案）の説明があり、満場一致で承認可決されました。

議事の終了後、平成２３年度より現行の農地・水・環境保全向上対策が一部拡充され農地・水保全管理支払交付金に、また、営農部分が分離し環境保全型農業直接支援対策として新たに制度化されることが、島根県の担当部局より情報提供されました。

活動事例紹介

給下地区環境保全組合は、平成１９年度から水路の長寿命化に積極的に取り組んで来られた活動組織です。

自分たちでできることは自分たちで！

給下地区環境保全組合（雲南市）

農道施設点検・機能診断

開水路清掃

用水路改修工事

用水路補修工事

花壇手入れ

私たちの住む三刀屋町給下地区は、雲南市の中心よりやや北寄り、中国横断自動車道尾道松江線が地区内を通っている比較的平坦な農村地帯です。７自治会で戸数２７１戸（うち農家戸数約１３０戸）、人口９７３人の集落で、協定対象農地は水田約４１ha、畑約８ha ほどです。

専業農家は、ほんの数えるほどしかいなく、大半が兼業農家で、農作業のほとんどを部分あるいは全面委託に頼っている状態です。

水路や農道の清掃・草刈りなどの共同作業は、今はまだ何とか維持できているものの、いずこも同じ高齢化・後継者難に加え、非農家の新興住宅が増加して、年々その実施が厳しくなりつつあります。

本事業では、これまで地域で取り組んでいた共同作業を引き続き実施しています。新たに取り組む水路・農道の補修や改修については、毎年、実施前に全戸からの要望をとりまとめました。それを、農地・土木・環境の各部門毎の役員と事務局（９名）により現地確認の後、全体の役員会（１６名）で優先順位を決め、緊急性が高く受益者の多い箇所から順に施工しました。

施工は、「自分たちでできることは自分たちで」との考え方で、原則外注は行わないことを申し合わせ、構成員のなかにいる建設会社勤務経験者、左官・型枠工などの技術者、バックホウなどの重機所有者を中心に、構成員の共同作業で行いました。

２１年度までの３カ年は水路関係を優先的に取り組んだ結果、用排水路の改修等を２４件実施し、しかもかなり安上がりにできたと思っています。

当地区は、圃場整備後４０年を経過し、用排水路・農道・農地法面等の損傷が進んできているので、今後もこの事業を活用し、構成員自らの手により積極的に取り組んで行きたいと思っています。

実施状況報告書は
市町村から通知があった期日までに市町村長へ提出願います！

★今月の予定★

１１（金）	平成２２年度第２回島根県農地・水・環境保全向上対策検討委員会（第三者委員会）
１６（水）	向上活動支援交付金　取組み組織説明会（江津市）

ちょっと一息
おたよりコーナー

遊休農地を活用してビオトープづくり
小境水と緑を守る会（出雲市）

私たちの組織では、農道沿いの遊休農地を活用してのビオトープづくりを自治会、老人会が一緒になって行いました。ビオトープ内のレイアウトは、平成20年度協議会主催の「田んぼビオトープ研修会」や出雲市川跡ビオトープを参考にしました。

このビオトープで、今年度海士町福井小学校のみなさんが「生き物観察会」を行ったり、地元小学校の子ども達が地域探検学習を行いました。

ビオトープ設置を機に、交流の輪を広げ、子供たちが自然の楽しさや大切さを知る活動を、更に積極的に行っていこうと考えています。

子どもたちが、このビオトープでの活動を通じて「生命と自然の尊さ」を学んで行けると良いですね。

【投稿規定】
郵便番号、住所、氏名、電話番号、組織の方ならば活動組織名を明記。
郵便、ファックス、メール、電話での投稿。次号への掲載は、前月２０日ころまでに必着。
宛先は、〒690-0876 松江市黒田町 432-1　水土里ネット島根「おたよりコーナー」係。
FAX 番号（0852）24-0848、電子メール shigenhozen@shimanedoren.or.jp

～担当者の声～

今年度は「記憶に残る暑い夏」に加え、「記録に残る大雪の冬」となりました。冬の寒さも和らぎ、時折、風が運ぶ春の薫りを感じるこの頃です。そういう春の気配を感じる３月は、今年度のまとめや来年度の計画を立てる大切な時期ではないでしょうか。今後も新たな事業などの情報を随時、提供できるように心がけていきたいと思います。
（協議会　Ｉ）

～農地・水・環境保全向上対策に関することは！～

◆島根県農地・水・環境保全協議会まで
〔事務局〕水土里ネット島根　Tel 0852-32-4144　Fax 0852-24-0848
http://www.nouchimizu-shimane.jp
◆島根県農林水産部農村整備課資源保全スタッフ（共同活動）　Tel 0852-22-6262
〃　農畜産振興課有機農業グループ（営農活動）　Tel 0852-22-6477
http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/nougyo/kojo_taisaku/
◆又は県内各農林振興センター、最寄りの各市町村担当課までお問合わせ下さい。

西谷出合どろんこの会
（津和野町）